選択必修領域

免許状更新講習の名称	時間数	履修認定年月日	対象免許種

選択領域

免許状更新講習の名称	時間数	履修認定年月日	対象免許種

備考

一　「対象免許種」の欄には、教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「教」、養護教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「養」、栄養教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「栄」と記入するものとする。

二　「必修領域」、「選択必修領域」又は「選択領域」のうち一又は二の領域について証明する場合には、証明しない領域の欄は設けないこととする。

三　平成二十八年三月三十一日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。

（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第三号中「若しくは私立学校法」を「、私立学校法」に、「又は特別支援学校」を「、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）」に改め、「に限る。）」の下に「若しくは社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）」を加える。

附則第十条第一項第一号中「又は指導教諭」を「（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭又は指導保育教諭」に改める。

附則第十一条及び第十二条中「第四条第一項第二号」を「第四条の表選択領域の項」に改める。

附　則

この省令は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中教育職員免許法施行規則第十条の七の改正規定及び同令第二十二条の次に一条を加える改正規定　平成二十七年四月一日

二　第一条中教育職員免許法施行規則第六十一条の八、第六十五条の九、附則第二十八項及び第三十二項並びに別記第四号様式並びに第二条中教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第十一条及び第十二条の改正規定　平成二十八年四月一日

○文部科学省令第二十九号

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第九条の三第一項第一号及び第四号、同条第三項第一号及び第二号並びに同条第六項の規定に基づき、免許状更新講習規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

免許状更新講習規則の一部を改正する省令

免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「次に掲げる事項」を「次の表の上欄に掲げる領域に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項とし、同条第二項に規定する免許状更新講習の時間の内訳は、同表の下欄に掲げる時間」に改め、同項各号を削り、同条第二項を削り、同条に次の表を加える。

領域	事項	時間
必修領域	イ　国の教育政策や世界の教育の動向 ロ　教員としての子ども観、教育観等についての省察 ハ　子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。） ニ　子どもの生活の変化を踏まえた課題	六時間以上
選択必修領域	イ　学校を巡る近年の状況の変化 ロ　学習指導要領の改訂の動向等 ハ　法令改正及び国の審議会の状況等 ニ　様々な問題に対する組織的対応の必要性 ホ　学校における危機管理上の課題 ヘ　教育相談（いじめ及び不登校への対応を含む。） ト　進路指導及びキャリア教育 チ　学校、家庭並びに地域の連携及び協働 リ　道徳教育 ヌ　英語教育 ル　国際理解及び異文化理解教育 ヲ　教育の情報化（情報通信技術を利用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等） ワ　その他文部科学大臣が必要と認める内容	六時間以上
選択領域	幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題	十八時間以上

備考　必修領域とは、全ての受講者が受講する領域をいい、選択必修領域とは、受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域をいい、選択領域とは、受講者が任意に選択して受講する領域をいう。

第六条中「文部科学大臣が別に定める」を「前条に規定する事項について基礎的な知識技能を有することとする」に改める。